

下記の事業について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年4月16日

静岡県知事 川勝平太

1 事業概要

(1) 契約名

静岡県立美術館ミュージアムショップ業務委託

(2) 募集内容

静岡県立美術館ミュージアムショップの運営事業者（以下「運営事業者」という。）を広く募集する。

なお、詳細は「静岡県立美術館ミュージアムショップ運営事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）による。

2 事業期間

委託契約の期間は、契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たす法人（共同企業体を含む）とする。

(1) 基本条件

応募書類提出日時点で、静岡県内で、美術館・博物館、博物館相当施設・類似施設におけるミュージアムショップの運営実績が1年以上あること（直営のほか、入居及び委託営業を含む）

(2) その他の条件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

エ 次に掲げる税の未納がない者であること。

(ア) 本店が所在する都道府県の法人事業税及び法人都道府県民税

(イ) 消費税及び地方消費税

オ 次の(ア)から(イ)までのいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

(イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

(ロ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

(ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力

団又は暴力団員等を利用している者

(f) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(g) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(h) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 応募手続等

(1) 担当

〒422-8002 静岡市駿河区谷田53-2

静岡県立美術館企画総務課

電話番号：054-263-5858 FAX番号：054-263-5767

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和6年4月16日（火）から令和6年4月26日（金）までの午前10時から午後5時（土日祝日除く。）

イ 配布場所

上記4(1)に掲げる機関にて無料で配布する。併せて、申請書類等ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）に掲載する。

(3) 現場見学

施設の現場見学を希望する場合は下記により申し込むこと。

ア 申込期間

令和6年4月16日（火）から令和6年4月22日（月）までの午前10時から午後5時（土日祝日除く。）

イ 申込方法

電話で上記4(1)まで申し込むこと。

ウ 見学日時

申込者と調整の上、設定する。

(4) 募集に関する質問

ア 受付期間

令和6年4月16日（火）から令和6年4月23日（火）までの午前10時から午後5時（土日祝日除く。）

イ 提出書類及び送付先

「募集要項」による。

ウ 回答日

令和6年4月25日（木）

エ 回答方法

電子メールにより、応募者全員に回答する。

(5) 応募方法

募集要項に定められた必要書類を下記により提出すること。

ア 提出場所 上記4 (1)まで

イ 提出期限 令和6年4月26日（金）午後5時まで（土日祝日除く。）

ウ 提出方法 応募書類は、持参又は簡易書留で提出すること。

5 選考方法

(1) 審査に当たっては、館内に「静岡県立美術館ミュージアムショップ運営事業者選定審査委員会」を設置し、提出された書類及びプレゼンテーション審査の結果に基づく総合評価により選定する。

(2) 複数の応募の有無に関わらず、選定にあたっては、諸事情を厳正に審査のうえ適当と認める者を決定する。

6 審査

第1次審査として書類審査を実施し、評価点の高い者から5者を第2次審査対象者として選定し、以下の日程で第2次審査としてプレゼンテーション審査を実施する。

令和6年5月15日（水）（予定）（時間及び場所は応募者に直接連絡する。）

7 審査結果

第1次審査結果については、令和6年5月1日（水）までに、第2次審査結果については、令和6年5月16日（木）以降に応募者全員に電子メールにより通知する。

8 その他

(1) 詳細は募集要項による。

(2) 契約手続き等において使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本円に限る。

(3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(4) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。

(5) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用はすべて応募者の負担とする。